

国 税 東 京 局 支 部
NEWS令和6年11月13日
東京国税労働組合局支部発行人 小高 邦夫
編集人 奥田 健一**組合費のお支払に便利な
口座振替をご利用ください**

本日、西尾総務部長と 総務部長交渉を実施します！

組合員のみなさん、おはようございます。

国税東京局支部は、本日、新執行体制での第1回総務部長交渉を行います。

『国税東京組合員の処遇改善』『事務運営』『職員の健康管理』などの国税東京組合員の要求に対し、総務部長に誠意ある回答を求めます。

交渉の結果については後日発行する「局支部NEWS」でお伝えしていきます。

国税東京局支部では以下の内容を 主要議題 として 訴えます。

1 国税東京局支部組合員 の処遇改善

- 局支部組合員の処遇改善
- 行(二)組合員の処遇改善

2 事務運営

- 業務センター等の物品・設備の確保
- 超過勤務の削減
- 税務相談室の人員増加
- センター便と局便のコース分割

3 職員の健康管理

- メンタルヘルスケアの徹底

4 ハラスメントの根絶

5 身上申告書の尊重

NEW

6 「活性化担当」の必要性の周知



声！！ 交渉時には議題以外にも、みなさんから 職場 いただいたご意見を声として伝えます！

ここでは、みなさんからのご意見をちょこっとだけご紹介いたします！

- 携帯電話の電波の受信状況の改善！
- 局地下食堂で新紙幣の利用を可能に！
- モバイルプリンターの追加配備を！ など

これを読んでくれているそのあなた！
2分だけ私に時間をください。。。

『国税東京』は みなさんのための労働組合です。

なぜ『労働組合』が必要なの？

私たち税務職員には税務職俸給表が適用されており、給与の額で他の国家公務員より優遇されているほか、昇任・昇格のスピード等の処遇も他の国家公務員より進んでいると言われていますが、昔から今の水準だったわけではありません。

現在の処遇は、ほとんどの先輩が、『国税東京』に加入して、仕事と組合活動を一生懸命に行ってきたからこそ存在しているものです。

職務の複雑・困難性等を国会議員等に訴え、国民の理解を得ながら、現在の税務職の処遇を維持していくことが『国税東京』の重要な活動のひとつとなっています。

また、これから仕事や生活をしていく中で、庁舎が狭い、仕事为非効率だ、寮の環境が悪い、欲しい休暇制度がないなどの不満な点が出てくるかと思えます。

法律等で規定されていることが多い私たちの職場では、一人では解決できない問題が数多く存在しています。労働組合は、たくさんの仲間が集まることで、大きな責任と発言力を持つことができます。

だからこそ、組合員が不満に思う点を集め、当局（国税局長、税務署長）、査定当局（人事院、内閣人事局）や国会議員等に訴え、改善を求めていく『労働組合（職員団体）』が必要なのです。

※職員団体とは（国家公務員法108条の2）

職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体を職員団体といいます。民間の労働組合に相当する組織であるため、通常は民間に合わせて労働組合と呼んでいます。